

山口県報

平成18年
9月22日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
告示	一
保安林予定森林(萩市)(森林整備課)	一
周東町久宗土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課)	二
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	四
建築協定の認可(建築指導課)	四
公告	五
宇部都市計画土地区画整理事業の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
防府都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
不在者投票のできる老人ホームの指定	六
公安委規則	六
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	六



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三百一十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四第五号及び第四百四十一条第六号中「関する情報の提供」を「係る職業紹介等」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。



山口県告示第四百九十一号

保安林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

- 萩市大字明木字迫ノ浴瀬戸二九〇、二九一の一、二九一の二、字蔵屋瀬戸ノ浴二九一の三から二九一の六まで、字迫ノ浴とぶじが敷三二三、字迫本浴三二五、字蔵屋迫浴本谷三二五の一、三二五の五、三二五の六、字迫ノ浴三五八八の二、三五八八の三、三五八九、三五九二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 萩市大字明木字迫ノ浴瀬戸二九〇・二九一の一・字迫本浴三二五・字蔵屋迫浴本谷三二五の五・三二五の六・字迫ノ浴三五八九・三五九二の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字上田万字中山五三三の一、五二八、字木屋ヶ浴五二五の一、五三八、五三九、九二三、九七四、字榎ヶ埜五四〇、五四一、五四三、五四五、五四六、五四八、五四九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、周東町久宗土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年九月二十二日

- 山口県知事 二井 関 成
- 一 土地区画整理組合の名称
周東町久宗土地区画整理組合

- 二 事務所所在地
玖珂郡周東町大字下久原二〇九番地の一
- 三 設立認可の年月日
平成八年六月十四日

四 変更の内容

- (一) 施行地区を岩国市周東町上久原の一部とする。
- (二) 事務所所在地を岩国市周東町下久原二〇九番地の一とする。
- 五 変更認可の年月日
平成十八年九月二十二日

山口県告示第四百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成十八年九月二十二日から同年十月十二日まで、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一区
大島郡周防大島町大字家房字横山二四六四の一に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字峠六二〇の一に至る土地の地先公有水面
- 2 第二区
大島郡周防大島町大字出井字峠六二〇の一から同大字字滝山九五〇の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一区
次の1の地点から41の地点までを順次結んだ線及び1の地点と41の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位（D.L. + 2.99メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
- 2 第二区

次の42の地点から64の地点までを順次結んだ線、64の地点と65の地点を結ぶ昭和五十七年三月十二日付け指令港湾第八五九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・三九メートル)及び42の地点と65の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字家房字横山の家房四等三角点(北緯三三度五二分四四・三〇八秒東経一一三度二三分三〇・二九五秒)(以下「基準点」という。)から一一九度二分〇三秒五五九・四五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一六一度〇六分五六秒五・二九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二五六度〇九分一二秒六・六四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二五三度二一分五秒二〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五二度三七分〇九秒二〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二五一度五七分五九秒一九・八二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四九度一四分一四秒一九・二五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二四五度一二分二秒四・一六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二四二度〇九分五六秒一四・六九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二三六度四四分四五秒一五・九一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二三七度一七分四七秒二・九五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二二九度五四分〇五秒一九・二四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二三五度〇一分四六秒一六・八九メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二二六度五七分一五秒三・一一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二二八度五三分五四秒二〇・三三メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二二一度三三分四五秒一八・四一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二三六度四三分四七秒二・三九メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二三六度五五分二八秒六・一二メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二四三度〇八分四三秒一四・七八メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二四八度〇七分四二秒二〇・四一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二四九度五四分〇六秒六・六八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二四九度二〇分四〇秒二・三三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二四九度四二分〇九秒二〇・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二四九度三三分三二秒二一・一〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二四九度〇〇分五九秒一八・八一メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二四八度〇三分五〇秒一九・九〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二四七度〇八分一五秒一九・九〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二四六度〇九分一三秒一九・九〇メートルの地点

- 29の地点 28の地点から二四五度一三分三八秒一九・九〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二四四度一四分三七秒一九・九〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から二四三度一九分〇三秒一九・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二四二度二〇分〇〇秒一九・九〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二四一度四三分一二秒三・三六メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二四二度二七分〇五秒八・〇四メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二四一度〇六分五二秒八・六四メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二四四度一〇分〇〇秒二〇・五五メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二五〇度一分三三秒一四・三九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二五五度三八分〇四秒六・七一メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二六一度一三分一〇秒九・九一メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三三度一分二五秒三・七九メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三二〇度四八分一〇秒二・六四メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一七九度四二分一九秒四九・六一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一六七度〇九分四九秒五・三一メートルの地点
- 44の地点 43の地点から二六一度一三分〇九秒五・六二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から二六五度三分四二秒一六・一一メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二六五度四一分五一秒四・〇七メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二六四度〇六分一七秒一九・五六メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二五八度〇一分三五秒一七・二二メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二四九度〇三分五五秒二〇・七四メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二四三度一五分二四秒二〇・一〇メートルの地点
- 51の地点 50の地点から二四二度三七分二七秒一九・八七メートルの地点
- 52の地点 51の地点から二四八度一六分〇八秒二三・七一メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二五八度二二分四八秒一八・二二メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二六四度五一分三三秒二〇・四五メートルの地点
- 55の地点 54の地点から二六六度一八分三四秒四・九四メートルの地点
- 56の地点 55の地点から二六六度〇七分二一秒一五・二三メートルの地点
- 57の地点 56の地点から二六九度三四分〇七秒二〇・六五メートルの地点
- 58の地点 57の地点から二七四度一六分〇二秒六・〇四メートルの地点
- 59の地点 58の地点から二七九度〇五分二一秒一五・〇一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から二八七度二〇分三〇秒二一・〇六メートルの地点
- 61の地点 60の地点から二九六度三七分二一秒二一・〇七メートルの地点
- 62の地点 61の地点から三〇三度四三分四〇秒六・三〇メートルの地点

- (三) 面積
- 63の地点 62の地点から三〇八度一三分〇〇秒一四・六五メートルの地点
 - 64の地点 63の地点から三一一度三分四八秒一三・五一メートルの地点
 - 65の地点 64の地点から八一度三分一四秒一四・四三メートルの地点

- 1 第一区
五、四七二・六三平方メートル
- 2 第二区
三、〇五一・五五平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字家房字横山六〇四の二、二四六二の一、二四六四の一及び二四六七の一、同町大字出井字横山六一七の一、六一七の三、六一七の四、六一八の一、六一八の四、六一九の一及び六一九の二、同大字字峰六二〇の一、六二〇の二、六三六の一及び九五五の二、同大字字滝山六三七の一、六五二の一、六五二の五、六五三の一及び九五〇の四、同町大字家房字横山二四六四の一に沿接する水路、同字六〇四の二に沿接する水路、同町大字出井字横山六一九の一に沿接する道路、同大字字峰九五五の二に沿接する道路、同大字字滝山九五〇の四に沿接する道路並びに同町大字家房字横山二四六二の一から同町大字出井字滝山六五二の五までに沿接する県道大島環状線地内並びに同町大字家房字横山二四六二の一に沿接する県道大島環状線から同町大字出井字滝山九五〇の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から㉘の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉘の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一一九度二六分三九秒五八四・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二五一度三八分四五秒一〇二・五五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二三三度四八分二秒一一九・一五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四七度五八分一八秒一七六・一一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二四四度一三分二四秒一三六・三〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二六一度四九分四五秒八四・五三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二四五度五六分三四秒八四・三七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六二度一四分四六秒四六・五七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六八度五七分五九秒四四・七四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八三度五六分二四秒三九・六五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二九六度三七分一三秒二四・三九メートルの地点

- ⑫の地点 ⑪の地点から三〇九度〇二分一六秒六八・〇四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七四度三四分二一秒三八・〇一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一二七度二分〇三秒六二・三七メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一〇三度〇六分四四秒三六・〇八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から八六度〇三分四六秒三四・八二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から八〇度五八分五四秒三一・五六メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から六二度一七分五八秒八二・四五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から七二度〇四分〇四秒九・一八メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から八二度一〇分五五秒一二・五五メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から九二度〇八分四五秒五六・五七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から六五度二分五四秒一九九・五五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から六五度四八分一四秒四九・八六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から七八度三九分二六秒三二・三四メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から四七度〇九分二四秒六六・一四メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から五四度三三分四四秒二五・八二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から五九度四四分三三秒二五・七五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から六八度〇九分一八秒一五五・二〇メートルの地点

(三) 面積

二九、二九二・七〇平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口市

山口県知事 二井 関成

五 出願の年月日

平成十八年八月十七日

山口県告示第四百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市南花園三丁目一八二〇の二〇、 一八二〇の二一の一部、一八二〇の二 二、一八二一の四及び一八二二の四地 先	幅 (メートル) 四・〇〇五・〇	延 (メートル) 五八・〇	道路の敷地とな る土地の面積 (平方メートル) 二五二・八四
--	------------------------	---------------------	---

山口県告示第四百九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十条第一項の規定に基づき、開出西町12班建築協定を次のとおり認可した。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 建築協定区域

防府市開出西町の一部

二 認可年月日

平成十八年九月十一日



(四九九) 宇部都市計画土地画整理事業の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画土地画整理事業を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画土地画整理事業の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画土地画整理事業小串土地画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部市大字小串及び大字藤曲

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十八年九月二十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市開発部画整理事業課

(五〇〇) 防府都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画公園四・五・一天神山公園

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市国分寺町及び大字東佐波令

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十八年九月二十二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(五〇一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年九月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字東高泊字西長田屋
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊一四五八番地
田中 信吉



山口県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十八年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人幸寿会軽費老人ホームケアハウスサンガーデン	熊毛郡平生町大字平生町五の一七	平成一八、九、一二



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年九月二十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年山口県条例第二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、金属くず類回収業に関する条例（昭和三十三年山口県条例第三十二号）第十三条第二項の規定に基づき保存とする。

第三条 条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて行う保存は、書面をスキャンナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法によらなければならない。

2 民間事業者等は、条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電磁的記録に記録された事項を民間事業者等の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに、整然と、かつ明りように表示することができるための措置

二 電磁的記録に記録された事項を整然と、かつ明りように記載した書面を直ちに作成することができるための措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年九月二十二日印刷
平成十八年九月二十二日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）